

ご利用料金案内

☆☆☆ 通所リハビリテーション ☆☆☆

① 9:30～15:35 (6時間以上7時間未満)

《1割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	769円	700円	170円	170円	1,809円
要介護2	914円				1,954円
要介護3	1,055円				2,095円
要介護4	1,223円				2,263円
要介護5	1,388円				2,428円

《2割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	1,538円	700円	170円	170円	2,578円
要介護2	1,828円				2,868円
要介護3	2,110円				3,150円
要介護4	2,446円				3,486円
要介護5	2,775円				3,815円

《3割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	2,307円	700円	170円	170円	3,347円
要介護2	2,742円				3,782円
要介護3	3,165円				4,205円
要介護4	3,669円				4,709円
要介護5	4,162円				5,202円

② 10:30～13:35 (3時間以上4時間未満)

《1割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	523円	700円	170円	170円	1,563円
要介護2	608円				1,648円
要介護3	691円				1,731円
要介護4	800円				1,840円
要介護5	906円				1,946円

《2割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	1,046円	700円	170円	170円	2,086円
要介護2	1,215円				2,255円
要介護3	1,382円				2,422円
要介護4	1,599円				2,639円
要介護5	1,811円				2,851円

《3割負担》

	施設利用料(日) 送迎料金含む	食費	教養娯楽費(日)	日用消耗品費(日)	1日あたりの 自己負担額
要介護1	1,569円	700円	170円	170円	2,609円
要介護2	1,823円				2,863円
要介護3	2,073円				3,113円
要介護4	2,398円				3,438円
要介護5	2,716円				3,756円

*上記以外、提供サービスに応じ下記について加算させていただきます。

☆ 入浴介助加算Ⅰ：44円（87円・130円）／日、入浴介助加算Ⅱ：65円（130円・195円）／日

☆ リハビリテーション提供体制加算：①6時間以上：26円（52円・78円）／日 ②3時間以上：13円（26円・39円）／日

理学療法士、作業療法士の合計数が、利用者の数の25又はその端数を増すごとに1以上である場合に加算されます。

☆ リハビリテーションマネジメント加算A1

通所リハビリテーション計画を理学療法士・作業療法士等から利用者又は家族へ説明し、リハビリテーションの質を管理した場合

①開始月から6月以内：607円（1,213円・1,820円）／月

②開始月から6月超：260円（520円・780円）／月

☆ リハビリテーションマネジメント加算A2

リハビリテーションマネジメント加算A1の算定要件に加え、計画内容等の情報を厚生労働省に提出しサービス提供に活用している場合

①開始月から6月以内：643円（1,285円・1,927円）／月

②開始月から6月超：296円（592円・887円）／月

☆ リハビリテーションマネジメント加算B1

通所リハビリテーション計画を医師から利用者又は家族へ説明し、リハビリテーションの質を管理した場合

①開始月から6月以内：899円（1,798円・2,697円）／月

②開始月から6月超：553円（1,105円・1,657円）／月

☆ リハビリテーションマネジメント加算B2

リハビリテーションマネジメント加算B1の算定要件に加え、計画内容等の情報を厚生労働省に提出しサービス提供に活用している場合

①開始月から6月以内：935円（1,870円・2,804円）／月

②開始月から6月超：588円（1,176円・1,764円）／月

☆ 短期集中個別リハビリテーション実施加算：120円（239円・358円）／日

利用者に対して、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。

☆ 認知症短期集中リハビリテーション加算：①260円（520円・780円）／日 ②2,080円（4,159円・6,238円）／月

利用者に対して、認知症リハビリテーションを集中的に行った場合に加算されます。

☆ 重度療養管理加算：109円（217円・325円）／日

要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。

☆ 栄養改善加算：217円（434円・650円）／回（3月以内の期間に月2回まで）

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に加算されます。

☆ 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ：22円（44円・65円）／回・口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ：6円（11円・17円）／回

栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。

☆ 栄養アセスメント加算：55円（109円・163円）／月

栄養アセスメントを実施し栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、かつサービス提供に活用している場合に加算されます。

☆ 科学的介護推進体制加算：44円（87円・130円）／月

利用者ごとの心身に係る基本的情報を厚生労働省に提出し、かつサービス提供に活用している場合に加算されます。

☆ サービス提供体制強化加算

一定基準の職員が配置されている場合に下記の料金が加算されます。

①介護福祉士が70%以上配置されている又は10年以上の勤続年数がある介護福祉士が25%以上配置されている場合 24円（48円・72円）／日

②介護福祉士が50%以上配置されている場合

20円（39円・59円）／日

③介護福祉士が40%以上配置されている又は、7年以上の勤続年数がある職員が30%以上配置されている場合

7円（13円・20円）／日

☆ 介護職員処遇改善加算：所定単位数に4.7%を乗じた単位数

介護職員の処遇改善の為、加算されます

☆ 介護職員等特定処遇改善加算：所定単位数に2.0%を乗じた単位数

介護職員等の処遇改善の為、加算されます

☆ 介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位数に1.0%を乗じた単位数

介護職員の処遇改善の為、加算されます

☆ 送迎を行わない場合 事業所が送迎を行わない場合は片道51円（102円・153円）が減算されます。

※上記金額には、単位数の合計に1単位10.83円を乗じた金額です。（名古屋市内は3級地のため）

※（ ）内は介護保険負担割合が2割・3割の場合の金額です。

*追加利用料（すべて消費税込みの料金です。）

項目	費用	備考
神オムツ代	尿キャッチ	40円／枚
	パンツ型	210円／枚

医療法人聖生会

介護老人保健施設 リハビリス井の森

*キャンセル

お休みをされる際は事前にご連絡下さいようお願い申し上げます。

T e l (0 5 2) 8 9 9 - 5 5 8 8

但し、利用者の急変等緊急やむを得ない場合は当日の午前8時までにはご連絡ください。

F a x (0 5 2) 8 9 9 - 5 5 8 9